

確認じゃ！ 2つの給付金。



カクニンジャ

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として「2つの給付金」を、昨年度に引き続き本年度も支給します。該当する対象者（臨時福祉給付金は対象の可能性のある方）には事前に通知しますので、案内に従い忘れずに申請をお願いします。

フクシ
カクニンジャ



所得の低い方の負担を緩和します

臨時福祉給付金

対象者
住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者は除く

1人につき6千円

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として実施します。

子育て世帯の負担を緩和します



コソダテ
カクニンジャ

子育て世帯 臨時特例給付金

対象者
児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の人は除く

子ども1人につき3千円

消費税率の引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

2つの給付金のどちらの要件にも該当する方は、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

支給要件は次のページで確認じゃ！

● 「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 消費税率は、平成 29 年 4 月から 10 % になります。
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

申請方法に関する問い合わせ

市役所福祉課 ☎ 2 2 - 3 1 6 7

制度に関する問い合わせ

厚生労働省専用ダイヤル ☎ 0 5 7 0 (0 3 7) 1 9 2

臨時福祉給付金

支給要件と申請方法

●支給対象者（基準日：平成27年1月1日）

平成27年度分の住民税が課税されていない人

※ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（住民税で、どなたかの扶養となっている場合）や生活保護の受給者は対象となりません。

●申請先 市役所福祉課「臨時福祉給付金」窓口

※基準日時点で住民票が阿蘇市にある方が対象です。

※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方は、基準日の翌日以降であっても阿蘇市で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童などで、他の市区町村から住民票を移さずに阿蘇市にお住まいの方については、阿蘇市で申請を受け付けることができます場合がありますのでご相談ください。

●申請期間 平成27年9月1日（火）～平成28年1月4日（月）

●提出書類 申請書（8月頃、対象となる可能性がある方に郵送します。）

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件と申請方法

●支給対象者（基準日：平成27年5月31日）

平成27年6月分の児童手当受給者

※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念するなどして、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方も、支給対象になりますので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

●申請先 市役所福祉課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口

※上記以外の方で、DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童は、阿蘇市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

※公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が阿蘇市にある方が対象です。（勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください。）

●申請期間 平成27年6月1日（月）～9月30日（水）

●提出書類 申請書（児童手当の現況届に同封し郵送します。）

給付金の受給方法・注意事項

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。
- 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。阿蘇市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。